

令和7年第8回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和7年9月26日 午前9時00分～9時28分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (12名)

1 千頭健司・2 川井由紀・3 川田文明・5 田岡博之・6 西峰昭江・7 矢野公彦・

8 近藤秀幸・11 西村美佐江・12 仁井田亮一郎・13 和田俊雄・14 澤田智則・

9 川村寿一(9時20分～出席)

4. 欠席委員 (2名)

4 岡林秀明・10 西村尚

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第4条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

第3号議案 土佐町農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

農地法第18条第6項の通知について

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は4番岡林秀明委員・9番川村寿一委員・10番西村尚委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願いします。

会長:おはようございます。令和7年第8回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。11番西村美佐江委員、13番和田俊雄委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第4条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案、農地法第4条による許可申請について説明します。これは農地の権利移動を伴わない転用、申請者の土地を農地以外のものにするための許可申請のことです。農地を転用するときには農業委員会を経由して都道府県知事の許可を受ける必要があります。町の農業委員会の意見を付けて県に進達します。転用するために必要な資金はあるのか、転用の許可が出た後遅滞なく転用できるのか、周辺の農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかなどを事務局で審査しています。今回は1件の申請がありました。申請内容について説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：近藤委員から補足説明はありませんか。

近藤委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可相当であると県に進達します。第2号議案、非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案 非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は非農地証明の申請3件と農地の現況についての照会が2件ありましたので、説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長：川田委員から補足説明はありませんか。

川田委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。4件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

川村寿一委員入室(9:12)

会 長：川村委員、現在第2号議案の4件目です。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地と判断し回答することについて賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により本件は非農地として回答することに決定しました 5 件目について事務局の説明を求めます。

事務局:【内容説明】

会 長:和田委員から補足説明はありませんか。

和田委員:ありません。

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地と判断し回答することについて賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により本件は非農地として回答することに決定しました。第 3 号議案、土佐町農用地利用集積等促進計画(案)について事務局の説明を求めます。

事務局:第 3 号議案、土佐町農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。町長より計画(案)が適当であるか農業委員会に諮問されています。これは高知県農業公社から農地中間管理事業による農地の賃貸借の権利の設定を行うために土佐町に農用地利用集積等促進計画の案を作成し提出するように求められているものです。

農地中間管理事業による農地の使用貸借、賃貸借の権利の設定と書かれた資料をご覧ください。

現在、農地の貸し借りは農地法第 3 条か農地中間管理事業によるものかの二つの方法のどちらかになります。

農地中間管理事業とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域を事業実施地域として農地中間管理機構が行う事業のことです。

高知県では公益財団法人高知県農業公社が農地中間管理機構として県に指定されています。

農地中間管理事業による貸し借りは下の図のように農地中間管理機構(高知県農業公社)が出してと受け手の間に入り契約を行うものです。裏ページをご覧ください。農地中間管理機構は、賃借権、使用貸借による権利の設定するときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっています。

認可を受けるまでの流れが 2 つあり、高知県では下の図の流れで行っており、市町村が農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農業委員会の意見を付けて農地中間管理機構(高知県農業公社)に提出します。

今回は 2 件の諮問がありました。

【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積等促進計画(案)について賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積等促進計画(案)につい

て賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局:今回、租税債権管理機構、法務局から農地等の現況、転用事実に関する照会がありました。通常は2週間以内に回答することになっております。総会にかけては間に合わない場合は専決事項として回答し、後日報告させていただきます。

事務局:農地法第3条の3第1項の届け出と農地法第18条の第6項の通知について報告します。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出です。相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっております。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。今回1件の届出があり、本件はその報告です。

【内容説明】

事務局:農地法第18条第6項の通知がありましたので、報告します。この通知は、農地の賃貸借を合意解約する場合に農業委員会に、連名により提出される通知書です。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定をした農地について、貸人、借人の間で解約の合意が整い、農業委員会へ通知があったものです。今回は2件の通知がありました。

【内容説明】

会 長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は10月28日、火曜日、9時から開催します。

会 長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第8回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員長

干頭 健司

議事録署名委員

西村 美佐江

議事録署名委員

和田 俊雄